

# 群馬県立県民健康科学大学学生生活規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）及び本学大学院における学生生活に必要な事項を定めるものとする。

(学生証)

第2条 学長は、群馬県立県民健康科学大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項及び群馬県立県民健康科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第18条第2項により入学の許可を受けた者に対し、学生証（別記様式第1号）を交付する。

2 学生（大学院生を含む。以下同じ。）は、学生証を紛失、破損、汚損したとき、又は、その他やむを得ない理由により更新の必要が生じたときは、学生証再交付願（別記様式第2号）を事務局へ提出し、再交付を受けなければならない。

3 学生は、退学（満期退学を除く。）により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(学生カード)

第3条 学生は、学生の身上異動、保証人及び住所等を明確にし、学生指導の基本となる学生カード（別記様式第3号）を入学後速やかに事務局へ提出しなければならない。

2 学生は、学生カードの記載事項に次表左欄のような変更が生じたときは、速やかに次表右欄に掲げる書類を事務局へ提出しなければならない。

変 更 事 項	書 類
保証人を変更したとき	保証人変更届(別記様式第4号)
保証人が住所を変更したとき	保証人住所変更届(別記様式第5号)
本人又は家族が本籍・住所・電話番号を変更したとき	本籍・住所等変更届(別記様式第6号)
姓名を変更したとき	改姓・改名届(別記様式第7号)

(証明書等の交付)

第4条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を希望するときは、同表中欄に定める様式により同表右欄に定める期限までに、事務局へ提出しなければならない。ただし、別表に掲げるものについては、学内に設置する証明書自動発行機により、その交付を受けることができる。この場合には、書面による様式の提出を省略することができる。

証 明 書 等	様 式	提出期限
在学証明書	証明書交付願(別記様式第8号)	交付を希望する日の3日前  ※推薦書及びその他の証明書等については、あらかじめ事務局へ相談すること。
成績証明書		
卒業・修了証明書		
卒業・修了見込証明書		
推薦書※		
その他の証明※	通学証明書交付願(別記様式第9号)	
通学証明書	学割証交付願(別記様式第10号)	
学校学生生徒旅客運賃割引証		

2 前項の証明書自動発行機の稼働時間は、事務局の窓口取扱時間内とする。

(通 学)

第5条 交通用具を利用しての通学を希望する学生は、自動車・バイク・自転車通学願（別記様式第11号）（以下、「通学願」という。）を事務局へ提出し、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 自動車を利用して通学することを許可された学生は、交付された駐車許可証（学生用）（別記様式第11号の2）を、自動車の常に見える位置に置き、駐車許可車両であることがわかるようにしておかなければならない。

3 学生は、通学願の記載内容に変更が生じたときには、変更の都度、通学願を事務局に提出しなければならない。

(事 故)

第6条 学生は、学内外で事故が発生したときは、速やかに事故届（別記様式第11号の3）を事務局へ提出しなければならない。この場合、事故とは次に掲げる事項と定義する。

- (1) 通学中、正課中及び時間外における傷害、賠償、感染、被ばく事故
- (2) 大学施設や物品の損壊、滅失等の事故
- (3) 盗難事故

(海外渡航)

第7条 海外へ渡航しようとする学生は、出発日の2週間前までに海外渡航届（別記様式第11号の4）を事務局へ提出しなければならない。

(欠 席)

第8条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上講義を欠席するときは、欠席届（別記様式第12号の1）を事務局へ提出しなければならない。

2 学生は、就職・進学試験のために講義を欠席するときは、就職・進学試験用欠席届（別記様式第12号の2）を事務局へ提出しなければならない。

(忌 引)

第9条 学生は、3親等以内の親族が死亡したことにより講義を欠席したときは、忌引届（別記様式第13号）を事務局へ提出しなければならない。この場合、親族に応じ、次表の日数欄に掲げる連続する日数は欠席日数に算入しない。

親 族	日 数
配偶者	10日以内
一親等の親族（父母等）	7日以内
一親等の親族（子）	5日以内
二親等の親族（兄弟姉妹及び祖父母等等）	3日以内
三親等の親族（おじ、おば等）	1日以内

(休学、復学及び退学)

第10条 学生は、休学又は復学をしようとする場合は、学則第24条及び大学院学則第19条の規定により、休学願（別記様式第14号）若しくは復学願（別記様式第15号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学生は、退学をしようとする場合は、学則第25条及び大学院学則第20条の規定により、退学願（別記様式第16号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(団 体)

第11条 学生が、学内において団体（以下「学内団体」という。）を設立しようとするときは、本学の専任教員のうちから顧問を定め、代表者及び顧問連署の学内団体設立願（別記様式第17号）を事務局へ提出し、学長の承認を受けなければならない。なお、設立願には、学内団体の規約及び会員名簿を添付しなければならない。

2 既存の学内団体が、存続を希望するときは、毎年5月末日までに顧問連署の学内団体存続願（別記様式第18号）と該当年度の会員名簿を提出し、学長の承認を受けなければならない。期限までに提出のない場合は、解散したものとみなす。

3 学内団体が、規約の改正、その他既に届け出た事項を変更しようとするときは、団体規約等変更届（別記様式第19号）を提出しなければならない。

4 学内団体を解散しようとするときは、当該団体の代表者は、学内団体解散届（別記様式第20号）を提出しなければならない。

5 学内団体が、学外団体に加入しようとするときは、学外団体加入届（別記様式第21号）に当該学外団体の規約を添えて提出しなければならない。

6 前項の学外団体から脱退したときは、学内団体の代表者は、学外団体脱退届（別記様式第22号）を提出しなければならない。

(学外活動)

第12条 学内団体が、試合・合宿等の学外活動を行うときは、試合・合宿等学外活動届（別記様式第23号）に行程表・参加者名簿を添えて事務局へ提出しなければならない。

(承認及び許可の取消)

第13条 この規程の定めるところにより、承認又は許可を受けた者が、その承認又は許可事項に違反したときは、これを取り消すことがある。

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生生活に関する事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第2条第3項の規程は、改正後の規程の施行の日以降に交付される学生証について適用し、同日以前に交付された学生証については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

証明書自動発行機により交付を受けることができる証明書等	
1	在学証明書
2	成績証明書
3	卒業・修了見込証明書
4	学校学生生徒旅客運賃割引証